

山口市高齢者福祉計画の法的位置付けと策定について
～老人福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画～

資料 1

全国の市町村等（介護保険制度の保険者）は、保険給付の円滑な実施のため、3年間を1期とする介護保険事業計画を策定しています。

法律

介護保険法（法第117条）

○市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

厚生労働省

国の基本方針（法第116条、指針：厚生労働省告示）

○介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本方針を定める。

市町村

市町村介護保険事業計画

- 区域（日常生活圏域）の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み
- 各年度における必要定員総数
 - ※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標 他

保険料の設定

《市町村の役割》

- 3年を1期として介護保険事業計画を策定し、サービスの見込み量の推計等を行うとともに、保険料を設定。

老人福祉法（法第20条の8）

○市町村老人福祉計画は、市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

認知症基本法（法第13条） ※共生社会の実現を推進するための認知症基本法〔令和6年1月施行〕

○市町村は、〔国が策定する〕基本計画（都道府県計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県計画）を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならない。

※「新しい認知症観」の普及促進

「新しい認知症観」とは：認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方。認知症の人を含めた国民一人一人が「新しい認知症観」に立ち、認知症の人が自らの意思によって、多様な主体と共に、日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会を創り上げていく必要があるとしています。

（山口市）高齢者福祉計画

老人福祉計画
介護保険事業計画
認知症施策推進計画

一体的作成

（調査年度：令和7年度、計画策定年度：令和8年度、計画期間：令和9年度～令和11年度）